

工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)
積算マニュアル

(平成26年2月版)

はじめに

本資料は、工事請負契約書の第25条第6項に関するスライド額の算定方法等についての運用基準の考え方を整理し、とりまとめたものである。

本マニュアルにおいて、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、技術管理課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1. 適用対象工事

運用では賃金等の急激な変動に対応する措置であり、契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項の運用に準拠し、残工期が 2 ヶ月以上ある工事としている。

なお、ここでいう「賃金水準」とは公共工事設計労務単価のことである。

□全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項) ※本運用の措置内容
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 (運用施行日時時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	再スライド	残工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本運用に基づく賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

2. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - ① 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ② 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
 - ③ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

※営繕工事においては、同項（1）中「数量総括表」とあるのは「数量書」と、（4）中「数量総括表で一式明示した仮設工」とあるのは「数量書で一式明示した仮設工事等」とするものとする。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、運用の5. に基づき実施することを基本とする。

なお、当面、受注者に出来形数量を確認して作成した「工事報告(様式5-2)」の提出を求め、これにより、数量総括表（数量書）に対応した出来高を確認できる。

出来形部分の確認は、工事報告に基づき、受注者（現場代理人等）立ち会いの上、監督員が数量確認を行う。

運用に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

3. 請負代金額の変更(スライド額の算定)

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S(\text{増}) = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S(増)、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(増) : 増額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額
($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α : 請負比率(落札率)、Z : 官積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S(\text{減}) = [P2 - P1 + (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(減) : 減額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額
($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α : 請負比率(落札率)、Z : 官積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

※スライド額の端数処理については、設計変更と同様に千円止めとする。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

なお、「発注者が積算に使用している物価資料等の価格」とは県設定単価、物価資料の掲載単価、特別調査又は見積価格採用単価である。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

特別調査及び見積により決定した単価については、原則として当初積算時の採用単価を使用する。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合等は、別途考慮する。

「当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合」とは機器据付工事(発電機など)のみを単独発注した場合等の労務費の比率が著しく少ない工事、また、「等」とは複数年工事でその見積工種の着手時点で実勢価格と乖離が大きい場合等である。

なお、再調査や再見積等に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率(物価指数)により算定することができる。

・スライド額算定における諸経費について

スライド額算定における諸経费率(共通仮設费率、現場管理费率、一般管理费率等)については基準日における直接工事費等の変動に対応した諸経费率を用いる。ただし、諸経費算定式については、当初積算時点の積算基準による算定式により算出する。

なお、営繕工事で変更に伴い工期延伸等がある場合は、P2の算定にあたっては、変更後の実工期に対応した適正な諸経费率を算出する。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するもの

とする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

前回スライド時のP2算定の官積算額をベースとして前回変更請負代金額(当初請負代金額+前回までのスライド額)よりP1を算定する。

4. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、この運用によるスライドを請求することができる。
- (2) この運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- ・ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。